

患者のみなさんへ 当院についてのご案内

療養担当規則等に関するものの掲示

▼当院は保険医療機関です

保険診療で受診される際は、マイナンバーカード（令和7年12月1日までは、有効期間内であれば健康保険証も使用可能）をご提示ください。また、原則毎回診察毎に確認が必要です。

▼ (1) 管理者の氏名：西 治

(2) 診療に従事する歯科医師の氏名：西 治
西 貴宏

(3) 診療日及び診療時間：月・火・水・金 8:30～13:00 15:00～18:00
土 8:30～13:00 14:30～17:20

▼当院では個人情報保護に努めています

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません

防犯カメラの記録は司法・警察機関等の正当な事由と正式な依頼がなく関係者以外に閲覧させることはありません

当院をご利用になる方も、院内の個人情報保護にご協力ください

(理由のいかんに問わらず、当院管理者に無断での録音・撮影行為は禁止いたします)

▼患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています（歯科疾患管理料）

▼義歯は6ヶ月再作製できません

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、原則として6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。ただし同顎の歯がなくなり新たに義歯の設計が必要になった場合や、転居により作成した歯科医院へ受診できない場合等はその限りではありません。

▼明細書の無料発行

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解ください。

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

▼セカンドオピニオン

治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることがあります。転院や他の医師の治療を受けることで

はありません。 当院でもご希望がある場合はセカンドオピニオンを行っておりますが、当局の指導もあり健康保険は使用できません。自由診療となります。

30分 5,500円 以後10分毎に2,200円

▼保険外併用療養費の「特別の料金」

○金属床による総義歯の提供

チタン床	363,000円
コバルト床	267,000円
金床・白金加金床	550,000円

上記の金額より、健康保険の総義歯を作成した場合の金額（約4万円）を差し引きます

○フッ化物の局所応用、シーラント処置

フッ化物局所応用 1回につき	1,100円
シーラント（1歯につき）	1,660円

○予約料を選定療養費として徴収することに同意があった場合の予約料

（特に入念な準備や態勢確保が必要な治療や予約時間に非常に強いご希望がある場合）

小児歯科 3,300円／矯正歯科 6,600円／歯科 11,000円／歯科口腔外科 22,000円

▼療養の給付と直接関係のないサービスにかかる費用

○証明書、診断書他

当院書式による診断書 1枚につき	2750円
保険会社等の当院書式によらない診断書、証明書	
1枚につき	5500円～11000円

通院等証明書 1枚につき 2200円

その他書類については内容を検討の上費用を決定します。

○画像情報提供費用（診療情報提供料に関わらないもの）、診療録等開示手数料

○予約キャンセル等により、他者へ使用することのできず廃棄となる薬剤や物品等の費用

○医療行為ではあるが治療中のものに対するものではないものに係る費用（保険治療の実施上必要と判断されないものについて）

例：・美容形成（しみとり等）

・健康診断など、治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施する検診
(治療の実施上必要と判断し検査等を行う場合を除く。)

・予防接種等、感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与

○通訳料、翻訳料

○患者の希望による薬剤の配達料や送料。他院からの貸与フィルムの返却料

○院内託児施サービスの利用料（サービス自体は無料ですが、おむつ等実費）

○有床義歯への名入れ

○在宅診療による交通費 3kmまで110円 以降1km毎に33円

有料駐車場代／有料道路代は別途実費（価格については消費税込み）

届出に関する事項の掲示

当院では下記の事項について、厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

●初診料の注 1

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

●歯科訪問診療料の注 1 5 に規定する基準（在宅専門医療機関ではない旨）

当院では訪問診療に関する上記の届出を行っております。

●オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが保険証として使用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。

●医療DX推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

電子処方箋に対応する体制整備など医療DXに関する取り組みを実施しています。

●明細書発行体制

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合はお申し出ください。

●歯科外来診療感染対策加算 1、歯科外来診療医療安全対策加算 1

偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう下記の医療機関と医療事故情報収集機関と連携体制を確保し、診療に係る医療安全対策を実施しています。

●歯科治療総合医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

●口腔管理体制強化加算

在宅医療や緊急時の別の医療機関の連携体制を確保し、高齢者や小児の心身の特性、重症化予防のための継続管理、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了しています。

偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう下記の医療機関と連携体制を確保し、診療に係る医療安全対策を実施しています。

●外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます

●一般名処方加算

処方箋については原則として医薬品の一般名による記載を行っています。

●歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

当院の院長は日本顎関節学会の専門医の認定を受けております。

●手術用顕微鏡加算

複雑な根管治療を行うために、手術用顕微鏡を設置しています。

●CAD/CAM冠およびCAD/CAMインレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて歯冠やインレーを作製し、補綴治療を行っています。

*金属アレルギーの患者さんはご相談下さい。

●歯周組織再生誘導手術

歯周病で歯周病組織の破壊がひどい場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

●歯科手術用顕微鏡加算・歯根端切除手術

手術用顕微鏡とCTを導入し、高度な根管治療や、歯根端切除手術を実施しています。

●手術時歯根面レーザー応用加算

歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を用いて治療を行っています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した冠やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています。（一部対象外）

●口腔粘膜処置

口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

●歯科技工士との連携1・2

補綴装置作成に際し、歯科技工士との連携体制を確保しています。

必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

●光学印象。光学印象における技工士との連携

CAD/CAMインレー作成に際し、光学印象を実施しています。歯科技工士との十分な連携の上口腔内の確認等を実施しています。

●ベースアップ評価料

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するため、当クリニックも2024年11月より始めました。診療費のご負担が上がる場合がありますが、これはすべて歯科医師以外のスタッフの賃上げに充てられます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。